

1. Financial Reporting and Internal Controls (財務報告と内部統制)

Objectives

いよいよ Corporate Governance (企業統治—配点割合16~20点) の学習のスタートです。

まず第1節では、公開会社の財務報告 (financial reporting) を学習します。この中には、企業の会計・財務報告や会計士の監査に対する深刻な社会不信を背景として2002年7月に制定されたサーベンス・オクスリー法 (the Sarbanes-Oxley Act of 2002、以下SOX法) の学習も含まれます。

第2節では、内部統制 (internal controls) について、COSO (Committee on Sponsoring Organizations of Treadway Commission・トレッドウェイ委員会組織委員会) によって1992年から94年にかけて公表され、内部統制の有効性の評価基準の世界標準となった「内部統制の統合的フレームワーク」(Internal Control-Integrated Framework)、通称「COSOレポート」、および2006年に公表され、信頼できる財務報告のための有効な内部統制の構築・維持のガイダンス書である「財務報告に係る内部統制—中小規模公開会社ガイダンス」(Internal Control over Financial Reporting-Guidance for Smaller Public Companies) に基づいて学習します。

本章の重要論点

- ① 企業統治の構造 (Corporate governance structure)
米国型の企業統治の構造と特徴を理解し、記憶します。
- ② 取締役の義務と責任 (Directors' duties and liability)
取締役が負う義務・責任、経営判断の原則 (business judgment rule)、忠実義務違反 (breach of loyalty)、利益相反取引 (conflicts of interest) について理解し、記憶します。
- ③ 監査委員会 (Audit committees)
監視機能を担う監査委員会について、メンバーとなるための要件、財務専門家 (financial expert)、責任と権限について理解し、記憶します。
- ④ 財務報告書に対する企業責任 (Corporate responsibility for financial reports)
財務報告書の正確性などに関するCEO・CFOの宣誓 (certification) について理解し、記憶します。
- ⑤ 財務情報開示の強化 (Enhanced financial disclosures)
特に「経営者による内部統制評価」と「監査委員会の財務専門家に関する開示」について理解し、記憶します。

- ⑥ 内部統制の目的 (Objectives of internal control)
COSOレポートに従って、内部統制の3つの目的を理解し、記憶します。
- ⑦ 内部統制の構成要素 (Components of internal control)
内部統制の3つの目的を達成するための5つの構成要素 (components) について理解し、記憶します。
- ⑧ 統制環境 (Control environment)
内部統制の構成要素 (components) の1つである「統制環境」の7つの要因 (factors) について理解し、記憶します。

Key Topics

1. Financial Reporting of Public Companies (公開会社の財務報告)

(1) Corporate governance (企業統治)

(2) Board of directors (取締役会)

Point ! Corporate governance structure (企業統治の構造)

Point ! Matters to be resolved at the directors' meeting (取締役会決議事項)

(3) Directors (取締役)

(4) Directors' duties and liability (取締役の義務と責任)

Point ! Director's liability for unlawful dividends (違法配当に対する取締役の責任)

Point ! Business judgment rule (経営判断の原則)

Point ! Breach of loyalty (忠実義務違反)

Point ! Conflicts of interest (利益相反取引)

(5) Officers (執行役)

(6) Sarbanes-Oxley Act of 2002 (2002年サーベンス・オクスリー法)

Point ! Sarbanes-Oxley Act (サーベンス・オクスリー法)

(7) Audit committee (監査委員会)

(8) Corporate responsibility for financial reports (財務報告書に対する企業責任)

(9) Improper influence on conduct of audits (監査行為に対する不当な影響)

(10) Forfeiture of certain bonuses and profits (賞与および利益の没収)

(11) Enhanced financial disclosures (財務情報開示の強化)

Point ! Enhanced financial disclosures under Title IV (第4章・財務情報開示の強化)

Point ! "Assessment" and the "Audit" of internal controls (内部統制の「評価」とその「監査」)

(12) Corporate and criminal fraud accountability (企業不正および刑事的不正行為の責任)

2. Internal Controls (内部統制)

(1) COSO's framework (COSOフレームワーク)

(2) Definition and objectives of “internal control” (内部統制の定義と目的)

Point ! Definition of internal control and three objectives (内部統制の定義と3つの目的)

(3) “Effectiveness” of internal control (内部統制の「有効性」)

(4) Components of “internal control” (「内部統制」の構成要素)

Point ! Five components of internal control (内部統制の5つの構成要素)

(5) Control environment (統制環境)

Point ! Factors of “control environment” (「統制環境」の要素)

(6) Risk assessment (リスクの評価)

Point ! Factors of “risk assessment” (「リスクの評価」の要素)

(7) Control activities (統制活動)

Point ! Factors of “control activities” (「統制活動」の要素)

Point ! Segregation of duties (職務の分離)

(8) Information and communication (情報と伝達)

Point ! Factors of “information and communication” (「情報と伝達」の要素)

(9) Monitoring (監視活動)

Point ! Factors of “monitoring” (「監視活動」の要素)

(10) Change control process (変更管理プロセス)

1. Financial Reporting of Public Companies（公開会社の財務報告）

(1) Corporate Governance（企業統治）

Effective corporate governance system is critical because the **separation of ownership and management** causes an **agency problem*** in that management may **not** act in the best interest of the stockholders.

有効な企業統治システムが重要である理由は、**所有と経営の分離**によって、ともすると経営者が株主の利益を最大化するための行動を取らなくなるという**代理問題***が生じるからである。

→ 経営者が、自己の利益を優先し、株主の利益に反する行動に走ることを防止するために、有効な企業統治システムが必要ということである。MC6

* **agency problem**・代理問題－会社のオーナーである株主と、株主から経営権の委任を受けた経営者との関係（代理関係・**agency relationship**）において、経営者（代理人・**agent**）は株主（本人・**principal**）の利益を最大化する義務（信託義務・**fiduciary duty** という）を負っているが、経営者が自己の利益（富、名声など）を優先し、株主の利益に反する行動を取ってしまうことがある（これをエージェンシー Slack・**agency slack** という）。このエージェンシー Slack によって株主と経営者の利害が衝突する問題を、代理問題（**agency problem**）という。

① Internal monitoring devices（内部からの監視の仕組み）

(a) Board of directors（取締役会）

取締役会の各内部委員会（監査委員会・**audit committee**、指名委員会・**nominating committee**、報酬委員会・**compensation committee** など）を通じて監視・統治機能を発揮する。特に、監査委員会による厳格な監視機能が期待されている。

MC12

(b) Internal auditors（内部監査人）

内部監査人（従業員）は、内部統制の運用状況について調査を行い、検出事項に基づいて改善事項を勧告する。内部監査が機能するには、権限を有する責任者への**報告ライン（reporting line）の確立**が不可欠である。

→ Internal auditors should report the findings and recommendations to the CEO (chief executive officer) and also have **direct access to the board of directors (or the audit committee)**.

内部監査人は、検出事項および勧告事項を CEO（最高経営責任者）に報告するとともに、**取締役会（または監査委員会）に直接**接触できるようにしなければならない。

（内部監査については、第2章・第2節でもう少し詳しく学習します。）

② Monitoring by external parties (外部者による監視)

(a) External auditors (外部監査人)

External auditors (accounting auditors or auditors) conducting a financial statement audit provide information useful to management by communicating audit findings regarding **deficiencies in internal control** and the recommendations for improvement.

財務諸表監査を行う外部監査人（＝会計監査人－公認会計士または会計事務所、以下同じ）は、監査で明らかになった**内部統制の不備**に関する検出事項と改善のための勧告事項を伝達することによって、経営者に有益な情報を提供する。

→ Independent external auditors (CPAs) is the **most effective monitoring device** among external parties.

独立性を有する外部監査人は、外部関係者の中でもっとも効果的な監視機能を果たす。

(b) Legislators and Regulators (立法機関と監督機関)

立法機関は内部統制の確立を求める法令を制定し、監督機関（規制当局）はその順守状況を調査・監督する。

(c) Parties interacting with the entity (会社と取引関係にある者)

顧客 (customers) は製品やサービスの品質の向上に役立つ情報を提供し、仕入先 (suppliers) は在庫や支払に関する情報を提供する。金融機関などの債権者 (creditors) は会社の信用（与信）に関する情報を提供する。これらは、会社が業務目的、財務報告目的、法令順守目的（後述）を遂行する上で有益である。

(d) Financial analysts or Securities analysts・Rating agencies (財務・証券アナリスト・格付機関)

財務・証券アナリストと格付機関は、経営者の目的と戦略、実績と予測、業界の景況、同業他社との比較を通じ、投資対象としての会社や株式・債券（社債）の価値に関する情報を提供する。

(e) Securities and Exchange Commission (SEC・証券取引委員会)

SEC（証券取引委員会*）は、特に以下の3つの部門による規制活動を通じ、企業統治や法令順守を促進し、もって一般投資家の保護の実現を職務とする。

* Securities and Exchange Commission・証券取引委員会－1934年証券取引法 (Securities Exchange Act of 1934) 第4条に従って設置された連邦政府の独立行政委員会。一般投資家を保護するために公正な証券取引を実現することを職務とし、証券発行会社に証券諸法の順守を強制する。強制捜査権、規則制定権など、強大な権限を有する。

(i) Division of Corporation Finance (企業財務部)

公開会社がSECに提出する文書や報告書の審査 (reviewing the corporate filings with the SEC) を行い、投資家の意思決定に役立つ企業・証券情報の十分かつ公正な開示 (full and fair disclosures) を推進する。

(ii) **Division of Enforcement** (法執行部)

証券規制法令の執行 (enforcement) と規制対象会社による法令順守 (compliance) を担う。違法行為について調査 (investigating possible violations of securities laws) を行い、必要に応じてSECに訴訟提起を勧告する。

(iii) **The Office of the Chief Accountant** (主任会計官室)

財務報告の透明性を高めるため、会計・監査の方針を確立し執行する (establishing and enforcing accounting and auditing policies to enhance the transparency of financial reporting)。会計基準や公開企業会計監視委員会* (PCAOB・Public Company Accounting Oversight Board*) が策定する監査基準の承認および監督を担う。MC13

* PCAOB・Public Company Accounting Oversight Board・公開企業会計監視委員会—2002年サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002・後述) に基づき設置された非営利法人で、公開企業の監査を行う会計事務所に登録義務を課し、その監査業務の品質を監視する機関である。SECの監督下に置かれる。

(f) **Stock exchanges** (証券取引所)

ニューヨーク証券取引所 (NYSE) やナスダック (NASDAQ) は、上場会社に対し、監査委員会の設置や社外取締役の登用など企業統治の向上に関する厳格なルールを独自に制定している。(後述)

③ **Corporate governance and executive compensation** (企業統治と役員報酬)

(a) Effective corporate governance involves establishing appropriate forms of executive compensation.

有効な企業統治には、適切な役員報酬の設定が含まれる。

(b) Executive compensation includes cash compensation (fixed salaries and/or bonuses), stock grants (e.g., restricted stock, performance shares), stock option grants, executive perquisites (perks), and retirement packages (e.g., retirement benefits, golden parachutes)*.

役員報酬には、金銭報酬 (固定給・ボーナス)、株式付与 (例: 制限付株式、業績連動型株式)、ストックオプションの付与、役員の特別待遇、退職パッケージ (例: 退職給付、ゴールデンパラシュート) などの種類がある*。

* restricted stock・制限付株式—一定期間 (たとえば10年間) 経過しなければ売却できないといった譲渡制限条項付きの株式のこと。

performance shares・業績連動型株式—一定期間内に業績目標を達成した場合に付与される株式のこと。

stock option・ストックオプション—自社株を将来の一定期間に予め定められた価格 (権利行使価格) で購入する権利のこと。

executive perquisite (perks)・役員の特別待遇—役員に対し給与以外に特別に付与される給付のこと。

golden parachute・ゴールドデンパラシュート敵対的買収 (hostile takeover) の防衛策の1つで、買収によって対象会社の役員が解雇される場合、その役員に巨額の退職金を支払う旨の契約を予め結んでおくこと。買収コストを高くすることによって買収者の買収意欲の減退を狙う。

(c) **Best form of executive compensation** (最良の役員報酬形態)

A combination of fixed salaries and restricted stock compensation (e.g., stock or stock option that cannot be transferred or exercised for 10 years) is considered the best form of compensation that encourages the management to run the company to maximize long-term stock value and aligns management behavior with the best interests of the stockholders.

長期にわたって経営者に株式価値を最大化する経営努力を持続させ、株主の利益の最大化に繋がる行動を取らせるには、**固定給と制限付株式による報酬** (例：10年間譲渡できない株式や10年間権利行使できないストックオプションの付与) の組合せが最良である。MC10

(2) **Board of directors** (取締役会)

取締役会 (board of directors) は、株式会社の業務執行に関する意思決定を行うとともに、執行役による業務執行状況を監視する機関である。

Management of a corporation is vested in the **board of directors** consisting of **directors** (board members) elected by the stockholders at the annual meeting but the board usually delegates its power to handle the day-to-day business affairs of the corporation to the **officers**.

会社の経営 (業務執行に関する意思決定) を行う権限は、年次株主総会で株主が選任する**取締役** (取締役会のメンバー) によって構成される**取締役会**にある。ただし、日常的業務に関する意思決定権限については、**執行役**に委任するのがふつうである。

→ The board of directors owes a **fiduciary duty** to act in the best interest of the corporation as a **fiduciary**.*

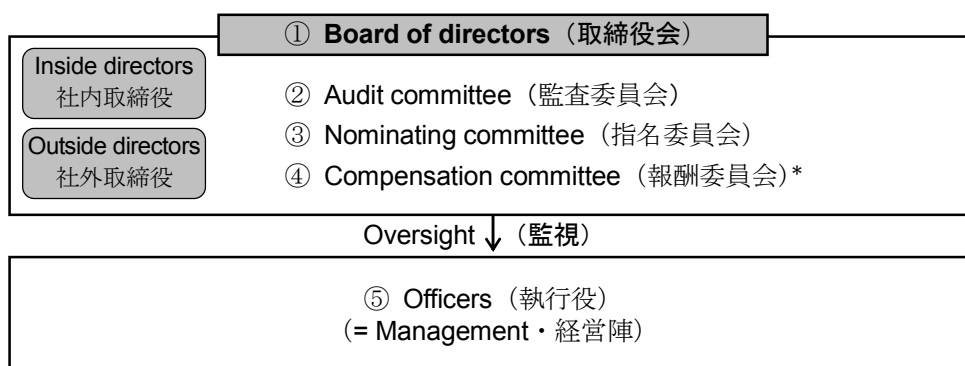
取締役会は、**受託者** (受任者)*として会社の利益が最大になるように行動しなければならないという**信託義務**を負っている。40. CPA-07015

* **fiduciary**・受託者、受任者—相手方 (会社) から信託を受けたことによって成立した信託関係 (**fiduciary relationship**) を前提として、相手方 (会社) の利益が最大になるように行動する義務を負う者をいう。

Point !

Corporate governance structure

(企業統治の構造)



* ほかに、財務委員会 (finance committee)、従業員福利厚生委員会 (employee benefits committee) などが設置されることもある。

- ① **取締役会 (board of directors)** は、会社の業務執行に関する意思決定を行い、執行役（経営陣）による業務執行状況を**監視**する機関である。社内取締役と社外取締役によって構成され、公開会社の取締役会では、メンバーの過半数は社外取締役でなければならない。典型的な株式会社は、取締役会の中に主に社外取締役に構成される3つの内部委員会を設置する。
 - ② **監査委員会 (audit committee)** は、メンバー全員が社外取締役（厳密には独立取締役・independent director）であることが義務付けられている**高度な独立性**をもつ委員会で、執行役の業務執行状況および外部監査人（公認会計士ないし会計事務所）の業務遂行状況について、内部監査部門と連携しながら**監視**を行う（後述）。
 - ③ **指名委員会 (nominating committee)** は、株主総会における取締役の選任・解任に関する議案内容を決定する。さらには最高経営責任者（CEO・Chief Executive Officer）の選任・解任を監視する。また、各委員会を構成する取締役の割り振りや各委員会の議長となるべき取締役を指名する。企業統治に果たす役割の増大とともに、指名委員会を企業統治委員会 (corporate governance committee) と改称して委員会を再編した会社も多い。
 - ④ **報酬委員会 (compensation committee)** は、取締役と執行役（役員）の個々の報酬額を決定する。会社の目的達成に適う報酬の取り決めがなされているか、長期的な業績や株式価値を重視した報酬形態が設定されているかを監視する。
 - ⑤ **執行役 (officer)** は、取締役会による業務上の意思決定に従って、会社の日常的業務を**執行**する機関（経営陣・management）であり、そのトップが最高経営責任者（CEO）である。
- **監視機能**（取締役会、特に監査委員会）と**執行機能**（執行役）の分離が、アメリカ型の企業統治の特徴である。

① **Directors' meeting (board of directors' meeting・取締役会会議)**

Directors generally take action at the directors' meetings.

取締役は、通常、取締役会（会議）に出席して会社の業務執行に関する意思決定に参加する。

Point !**Matters to be resolved at the directors' meeting**

(取締役会決議事項)

① **Power to declare dividends.**

配当決議を行う権限

② **Power to elect and remove officers.**

執行役を選任・解任する権限

③ **Power to amend or repeal by-laws*.**

付属定款*を変更・廃止する権限

* by-laws・付属定款、定款細則—会社の内部統治 (internal governance) について具体的に詳細な規則を定めた文書。会社の根本規則を定める **基本定款 (articles of incorporation)** を補充する。

④ **Power to fix management compensation.**

役員報酬を決定する権限

(a) Unless otherwise provided in the articles of incorporation or the bylaws, a **quorum* is a majority of the number of directors.**

基本定款または付属定款に特別の定めがある場合を除き、**全取締役の過半数を定足数***とする。

* quorum・定足数—決議をするのに必要な最小限の出席者数。

(b) Each director has one vote. Ordinary matters require a vote of a **majority of the directors present.**

各取締役は1個の議決権をもつ。通常の議案は、**出席取締役の過半数の賛成投票によって承認される。**

→ Unlike stockholders, the board members (directors) cannot vote by **proxy***.
Voting must be done in person.

株主の場合と異なり、取締役会のメンバー（取締役）は、**委任状***によって議決権を行使することはできない。取締役自身が決議に参加しなければならない。

* proxy・委任状—他の者に一定事項に関する議決権行使を委任する旨を記載した文書。

(3) Directors (取締役)

取締役は、取締役会のメンバーであり、取締役会で会社の経営上の意思決定に参加する者である。

- ① Any director can be removed by a vote of the stockholders **with or without cause** unless the articles of incorporation require cause for removal.

基本定款で解任理由が求められている場合を除き、取締役は、理由の有無にかかわらず株主によって解任されうる。

- ② Unlike officers, each director is **not** considered an agent of the corporation.

執行役と異なり、各取締役は会社の代理人というわけではない。

→ 会社を拘束する権限は、取締役 1 人 1 人ではなく取締役会にある。

- (a) A director as an individual has **no** power to bind the corporation.

したがって、取締役は単独で会社を拘束する権限はない。

- (b) Directors and officers may be the same persons.

ただし、取締役と執行役は、兼任可能である。

- ③ In discharging duties, a director may rely on reports or opinions provided by the **officers, accountants and other professionals** hired by the corporation, or a **committee** (e.g., audit committee) of the board of which the director is not a member (**right to rely**).

職務を遂行するに当たって、取締役は、執行役、会計士その他の専門家、または自分がメンバーではない委員会（監査委員会など）から提供された報告書や意見を信用し、それらに基づいて判断することができる（信頼権）。58. CPA-07020

(4) Directors' duties and liability (取締役の義務と責任)



① Fiduciary duty (信認義務)

Directors (officers) owe a **fiduciary duty*** to the corporation as a **fiduciary**.

取締役（執行役）は、受認者（受任者）として会社に**信認義務***を負っている。

* **fiduciary duty** ・ 信認義務－取締役（執行役）は、会社との**信認関係 (fiduciary relationship)** に基づき、会社の利益が最大になるように信義誠実を尽くして行動しなければならないという義務のこと。信認義務は、後述する**注意義務 (duty of care)** および**忠実義務 (duty of loyalty)** のほか、取締役（執行役）の権限の範囲内かつ会社の目的の範囲内で行為する義務 (**duty to act within the authority and within the corporate purposes**)、定款を順守する義務 (**duty to comply with the articles of incorporation**) などをその具体的内容とする抽象的義務概念である。

② **Duty of care**（注意義務）

Directors (and officers) must discharge his/her duties **with the care** that an ordinarily prudent person in a like position would exercise, and **in a reasonable manner** for the best interests of the corporation.

取締役（執行役）は、同一の地位にある通常の慎重さをもった者であれば払うと考えられるレベルの**注意をもって**、かつ、会社の利益を最大にする**合理的な方法**によって職務を遂行しなければならない。

→ Directors (officers) are liable for losses to the corporation arising from their lack of care.

取締役（執行役）は、注意義務違反によって会社に生じた損害につき責任を負わされる。

Point !**Director's liability for unlawful dividends**

（違法配当に対する取締役の責任）

① Dividends **cannot** be made if after giving effect to the dividends:

利益配当を実施することによって以下のいずれかの状態に陥る場合、その配当を行うことはできない。

(a) The corporation would **not** be able to pay the debts when they become due, or 会社が期日に債務の弁済（借金の返済）ができなくなってしまう場合（**支払不能**）。

(b) The corporation's total assets would be less than liabilities. 会社の資産金額が負債金額を下回ってしまう場合（**債務超過**）。

② If directors violate this rule, the directors are held liable to the corporation for the amount of dividends beyond what could lawfully have been paid.

取締役が上記に反して違法配当を行った場合、その取締役は、その違法な配当額と適法な配当限度額との差額（違法部分）につき会社に対し責任を負わなければならない。

Point !

Business judgment rule

(経営判断の原則)

The business judgment rule provides that a director (officer) will **not** be held liable to the corporation for damages arising from errors in judgment if the decision is made **in good faith and with due care** and is within both the power of the corporation and the authority of the director (officer).

取締役（執行役）が経営上の判断ミスによって会社に損害を与えたとしても、その判断が**誠実にかつ相当の注意を払って行われ**、かつ会社と取締役（執行役）の権限の範囲内で行われたものである限り、注意義務違反ではないとする原則である。

→ その取締役（執行役）は、損害に対する責任を負わされることはなく、また、裁判所が判断の是非について事後的に介入することもない。

- ① In determining whether the decision was made with due care, the focus is on the **acts taken at the time of the decision, not on the end results of the decision.**

相当の注意を払って業務上の意思決定が行われたか否かを決定する場合、**意思決定時（判断時）の行為**が問題となるのであって、意思決定（判断）の結果（損害の発生）が問題とされるわけではない。

- ② 取締役（執行役）が、経営判断の原則によって自己の責任を免れるには、以下の3要件を充たさなければならない。

(a) **Informed decision**（十分な情報に基づく意思決定）

事前に合理的な調査を行い、**十分な情報に基づいて**意思決定を行ったこと。

(b) **No conflict of interest**（利益相反（利害衝突）の回避）

意思決定の対象となった取引に**個人的利害関係を有していない**こと。

(c) **Rational basis**（合理的根拠）

会社にとって最良の意思決定であると信じたことにつき**合理性**が存在すること。
60. CPA-07022 61. CPA-07023

③ **Duty of loyalty**（忠実義務）

The duty of loyalty to the corporation requires directors (officers) to subordinate their personal interests to the interests of the corporation.

取締役（執行役）は会社に対し忠実義務を負う。自己の利益よりも会社の利益を優先させ、会社のために忠実に職務を遂行しなければならない。

Point !**Breach of loyalty**

(忠実義務違反)

If a director (officer) acts one of the following, a breach of loyalty would occur.

取締役（執行役）による以下の行為は、忠実義務違反である。

① **Competing with the corporation.**

競業取引（会社と競合する取引）。

② Having an interest that **conflicts with the interest of the corporation.**

利益相反取引（会社と取締役（執行役）の利害が対立する取引）。（後述）

③ **Usurping the corporate opportunity** when a director (officer) locates an opportunity.*

会社の機会の奪取（会社のために見つけた機会を自己の利益のために奪う行為）。*

* 会社の事業のために見つけた機会を、取締役（執行役）が自己の利益のために奪ってはならないとする法理を「**会社の機会の法理**」(**doctrine of corporate opportunity**) という。たとえば、本社の機能を地方に移転するに当たり、探した土地が風光明媚だからといって取締役（執行役）個人の別荘用に購入してはならない。

→ Note that a director (officer) must offer the opportunity to the corporation first but would **not** be barred from taking the opportunity for him/herself only if the corporation decides **not** to take it.

取締役（執行役）は、見つけた機会を真っ先に会社に提示しなければならないが、会社がその機会を活用しない（上例では、探した土地を会社が購入しない）場合には、自己の利益のために活用しても（自分の別荘用に購入しても）忠実義務違反にはならない点に注意を要する。 **35. CPA-06977**

④ **Engaging in insider trading.**

インサイダー取引（取締役（執行役）による不当な証券取引）。

Point !

Conflicts of interest

(利益相反取引)

利益相反取引とは、取締役（または執行役、以下同じ）と会社の利害が対立する取引をいう。利益相反取引では、取締役が自己または第三者に有利な取引を行う結果、会社の利益が害されてしまうおそれ大きい。

① **A director (officer) owes a duty to avoid conflicts of interest.**

取締役は、利益相反行為を回避する義務を負っている。

② **However, transactions of a corporation with the director (officer) or another corporation in which the director (officer) has an interest are valid as long as at least one of the following can be established.**

ただし、以下のいずれかに該当する場合、たとえ会社が、取締役または取締役が利害関係をもっている他の会社と取引をしたとしても、それは有効であり、その取締役の忠実義務違反行為にはならない。

(a) **The conflict of interest is disclosed to the board and a majority of disinterested members approve.**

利益相反取引が取締役会に開示され、利害関係のない他の取締役の事前または事後の承認を受けた場合。

(b) **The conflict of interest is disclosed to the stockholders and a majority of the stockholders approve.**

利益相反取引が株主に開示され、過半数株主の事前または事後の承認を受けた場合。

(c) **The transaction is fair to the corporation.**

その取引が会社にとって公正と認められる場合。59. CPA-07021

(5) Officers（執行役）

取締役会による業務上の意思決定に従って、会社の日常的業務（day-to-day operations）を執行する機関である。ただし、日常的業務に関する意思決定権限については、取締役会から委任されているのがふつうである。

① **Officers are elected and may be removed by the board of directors.**

執行役は、取締役会によって選任・解任される。

→ **Officers may be removed with or without cause.**

執行役は、理由の有無にかかわらず解任されうる。

② **An officer is not required to be a stockholder, but s/he may be.**

株主であることは執行役になるための要件ではないが、執行役が株主であってもかまわない。